

豊田市農業委員会議事録

令和7年8月27日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和7年8月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎3階、南31会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第47号 農地法第3条の規定による許可について

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第49号 特定農地貸付けの承認について

議案第50号 農用地利用集積等促進計画案（新規設定）に対する意見について

議案第51号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (16名)

1 番	鈴木喜一郎	2 番	築山 正樹	3 番	中川 豊
5 番	深津 峰男	6 番	近藤 和人	7 番	杉浦 俊雄
8 番	石川 文志	9 番	梅村 逸次	10 番	水嶋 広
11 番	水野 省治	14 番	中島 匡代	15 番	加知 満
16 番	伊藤 政和	17 番	倉地 雅博	18 番	林 如実
19 番	杉田 雅子				

<欠席委員> (3名)

4 番	中根 敏明	12 番	伊藤喜代司	13 番	梅村 貢司
-----	-------	------	-------	------	-------

<事務局説明員>

事務局長	山岡 雅史	副主幹	中根 紘子	担当長	杉本 一浩
主査	神谷 一平	主査	井上 貴道	主査	佐藤 伸宏
書記	長谷川賢斗				

(開会 午後2時00分)

議長：それでは、ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、4番 中根敏明委員、12番 伊藤喜代司委員、13番 梅村貢司委員、以上3名となっております。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことをご報告します。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

16番 伊藤政和委員、17番 倉地雅博委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第47号から第51号までの審議案件5件と、その他の報告案件4件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和7年議案第47号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第47号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案を御覧ください。

52番、清水町の件。

担当推進委員の神谷委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

53番、福受町の件。

担当推進委員の近藤（智）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

54番、福受町の件。

担当推進委員の近藤（智）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

55番、吉原町の件。

担当推進委員の杉浦委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

56番、四郷町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

57番、高町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

58番、中金町の件。

担当推進委員の田中委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

59番、平畑町の件。

担当推進委員の福井委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

60番、小町の件。

担当推進委員の宇井委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

61番、小田木町の件。

担当推進委員の松井（晃）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第47号で上程されました10件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第47号は「承認決定」されました。

令和7年議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、今回議案として上程した17件のうち124番、岩倉町の件は、申請者から事前に取下げ願いがありました。そのため、今回16件について、ご審議をお願いいたします。それでは、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

110番、長興寺の件。

駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、水管、下水道管、ガスのうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療その他の公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、111番、千足町の件。

駐車場です。第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、拡張部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない計画であるものと認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、112番、野見町の件。

資材置場・駐車場です。第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公共的施設が連なっている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地内にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、113番、和会町の件。

分家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、相当数の街区を形成している区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては担当の中根委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨のご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、114番、幸町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

深津委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、115番、宝町の件。

分家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、駅・支所等から1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、116番、宝町の件。

分家住宅です。第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺のほかの土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できるに該当します。

続きまして、117番、中町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地

です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員：3件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、118番、駒場町の件。

住宅敷地増し（駐車場）です。第2種農地です。

判断基準は、駅・支所等から1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、拡張部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない計画であるものと認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員：問題ございません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、119番、伊保町の件。

駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガスのうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道両域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、平成25年から、駐車場として使用していたものを今回の申請で是正するものです。

続きまして、120番、伊保町の件。

資材置場・駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

続きまして、121番、東保見町の件。

学校運動場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき、許可できるに該当します。

お願いします。

水嶋委員：3件とも問題ございません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、122番、石野町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、123番、石野町の件。

残土処分場です。一時転用です。第2種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、125番、戸中町の件。

資材置場です。一時転用です。第2種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤(政)委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、126番、旭八幡町の件。

住宅敷地増し（進入路、駐車場）です。第2種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、平成9年から、進入路及び駐車場として利用していたものを今回の申請で是正するものです。

お願いします。

林 委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第48号で上程されました16件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第48号は「適当である旨」承認されました。

令和7年議案第49号「特定農地貸付けの承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第49号「特定農地貸付けの承認について」、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の規定に基づく特定農地貸付けについて、同法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり農業委員会の承認を求めます。

案件の説明に先立ち、特定農地貸付の概要について説明をさせていただきます。

配付資料を御覧ください。

1ページから5ページは今回の申請者より提出のあった「グリーンファーム旭市民農園特定農地貸付規定」の写し、6枚目以降は「はじめてみませんか 市民農園」というパンフレットの写しとなっております。

まず、市民農園の開設について説明をします。

市民農園とは、市民がレクリエーションの目的などで小さな面積の農地を利用して自家用の野菜などを栽培するための農園のことです。

市民農園の開設は法律により、2つの方法があります。市民農園整備促進法による開設と、特定農地貸付法による開設です。今回の案件は、特定農地貸付法による開設で、市内全域で容易に開設できることがメリットの制度になります。

配付資料8の10ページを御覧ください。

地方公共団体・農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合の説明になります。今回は、こちらに該当します。下のフロー図を御覧ください。こちら少し古い資料になりますので、地方公共団体・農地保有合理化法人の箇所は現在、農地中間管理機構に変更されています。

まず、5、6番、農地所有者は農地を所有していない者と使用貸借または賃借権の設定をします。その後、2、3、4番の流れですが、開設者は、お手元の資料にあります「貸付規定」を作成し、その承認を農業委員会に求めます。今回の審議は、こちらに該当します。

続いて、今回の案件について、具体的に説明します。

場所は別紙のとおり、日下部町地内の農地3筆で、面積は2,319平方メートルです。土地利用計画は20平方メートル、11区画の貸出農地になります。

1ページの「貸付規定」を御覧ください。

審査内容としては次に掲げる必要な項目が入っているかどうかを確認します。具体的には、貸付主体、貸付農地、貸付条件、募集の方法、管理運営方法、貸付契約の解除、貸付農地の返還についてなどですが、必要な項目は全て記載されていることを事務局で確認しました。

また事前に、推進委員の松井（秀）委員に、開設者への聞き取り、農地の現地確認を行っていただいております。松井（秀）委員からは、承認について問題ない旨ご意見を頂戴しております。

以上です。

議 長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第49号において上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第49号は「承認決定」されました。

令和7年議案第50号「農用地利用集積等促進計画案（新規設定）に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案（新規設定）について、別紙のとおり意見を求めます。

今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で令和7年10月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。9の1ページ、議案第50号資料1は利用権設定の総括表です。9の2ページ、議案第50号資料2は1筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、9の1ページ、議案第50号資料1利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和7年10月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なります。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、16筆、1万4,950.61平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

議 長：農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第50号において上程されました件について、計画案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第50号は「意見なし」として答申します。

令和7年議案第51号「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局：議案第50号は、地域計画区域内の利用権設定でしたが、こちらは地域計画区域外の利用権設定になります。

今回、地域計画の区域外で利用権設定の申し出があったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回、ご審議いただくのは、令和7年10月1日から貸借期間が開始される利用権設定です。

資料は2種類あります。10の1ページ、議案第51号資料1は総括表です。10の2ページ、議案第51号資料2は1筆ごとの情報を全件示したものです。ここでは、10の1ページ、議案第51号資料1総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始期はいずれも令和7年10月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総数のとおり、5筆、2,838.59平方メートルの利用権を設定するものです。

なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。

以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第51号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第51号は「承認決定」されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案書11ページ、11の1及び11の2ページを御覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」、こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現

況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案書12ページを御覧ください。

報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理書について」、67番、上丘町の案件から13ページを御覧ください。

73番、堤町までの7件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書14ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」、25番、伊保町の駐車場の案件から、27番、広川町の共同住宅の案件までの3件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書15ページを御覧ください。

報告、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」、98番、小坂町の駐車場の案件から、19ページを御覧ください。

116番、浄水町の車庫の案件までの19件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時25分)